

五月十七日

## 宿題委員会報告

出席者（有賀、益多野、小池  
大内、橋本、甲田  
秦佐、原本、松原）

前号で報告した如く宿題委員会では、本年度の共同課題を一心農地改革の村落社会に及ぼした影響とし、更にその意味を、農地委員会を中心に作り出されたコミュニティーション・システムの分析、とくに時期的に三段階にわけた農地委員会の動きにもとづいてそのシステムがどう變つて行つたかをみるととした。五月十七日の宿題委員会は、經濟学の小池基之、大内力、橋本を加えて行われたが、略以下の如き論議の進行をみた。

1. 前回の結論と補足するならば、改革に関するコミュニティーションはホーマルオーナーシップを通じて入つてくるべきだが、農村ではそのままでなく、特有のインホーメル・オーガニゼーションを過つている。農地改革が強い農政によって村落社会に変動をもたらしたこと、云うまでもないか。その変動の因となる直捷の場は農地委員会である。二つから如何なるコミュニティーションが農民に浸透していくかが、農事というアリズム

お構成するファクターは時間的にどう度つて行つたか、それともどない、アリズムを通して、コミュニティーションはどう曲折して行つたか、一審了した後の審判關係はどうなつてゐるか。それらが問題の無矣であつた。

1. しかしながら、本年秋の大會までに各人が夫々の調査に用意して、右の事柄を調べることは、かなりの困難さがあり
2. つと材料を集める要で又振り下げる端緒をつかみやすくするといつて、無理を「地主」にうつしてはどうかという意見に傾き、とくに①農地改革についての地主の変化。③農地改革に対する地主の態度を中心課題とすることとなつた。

①については、地主經營の構造的分野が必要であり、又改革にあたつて、取上げた開拓等の脱法行為の如何、それと併せて財産税の處理の仕方等が問題となり、②については、改革に対する抵抗の仕方、

改正にたいする態度の差異、③農地改革反対しているか――という形で提出したい。こゝで地主の類型といふのは、大在地主、小地主、耕作地主、不耕作地主、在村地主、不在地主などの区別に、旧幕以来の旧家としての地主、明治以後大きくなつた地主へそのうちには高利貸的地主と労働型地主とがあるとの区別も考えられる。こういう区分によつて同じ村落、以前の地主の構造と結びつけられ、その後の旧小作人との関係をみて行く。

以上を総括すれば、改革時の地主の類型、以前の地主の構造と結びつけ分析し、更に今はどうしていけるかを考察する。このように見ることとは、この地主の変化の上に指導者の立場が行われてゆき、それにともなう村落構造の変化をみて行くと、うわざわれた終極の課題に入る緒口となるのであると考えられる。

3. 右の観察にしたがつて本年夏に各研究者によって行われる各種の村落社会調査

以上の報告に関連して、大内氏は次の如く附記された。

以上は、宿題委員会の報告に關連して、大内氏は次の如く附記された。

以上は、宿題委員会の報告に關連して、大内氏は次の如く附記された。